

貿易保険における環境社会配慮のためのガイドライン

実施状況の確認調査報告

2021年4月

株式会社日本貿易保険

目次

1. 本報告書の目的・構成と調査の方法	1
2. 環境ガイドラインの経緯及び実施体制及び適用案件と調査対象案件	2
3. 環境社会配慮の確認手続	3
4. 意思決定への反映	11
5. 内諾後の環境社会配慮	11
6. 情報公開	12
7. ガイドラインの遵守の確保	13
8. まとめ	13

1. 本報告の目的・構成と調査の方法

(1) 本報告の目的

株式会社日本貿易保険（以下、「NEXI」）は、保険契約の対象となるプロジェクトについて、当該プロジェクト実施者等による環境社会配慮が適切になされていることを確認することによって、我が国の政策を踏まえつつ環境社会に配慮した外国貿易その他の対外取引の健全な発達等に寄与すべく、「貿易保険における環境社会配慮のためのガイドライン」（以下「環境ガイドライン」）を制定し、公表している。

現在施行されている環境ガイドラインは、2015年4月から実施しているものであるが、その見直しに関して、「日本貿易保険は、OECD輸出信用及び信用保証部会におけるコモンアプローチ（以下「コモンアプローチ」という。）の見直しの状況またはこのガイドラインの実施状況の確認に基づく包括的な検討結果等を勘案し、必要があると認めるときは、このガイドラインの見直しを行う。」と定めている。2020年3月末に、実施から5年を経過したことを踏まえ、本ガイドラインに規定する「このガイドラインの実施状況の確認」を行い、環境ガイドラインの包括的な検討の基礎とするものである。

(2) 実施状況確認のための調査

① 調査対象案件

NEXIは、保険契約の対象となるプロジェクトのうち全ての2年以上の案件を対象に環境（自然のみならず、非自発的住民移転や先住民族等の人権の尊重他の社会面を含む。以下同じ。）に及ぼす可能性のある影響が回避又は緩和されるよう、当該プロジェクト実施者により環境社会配慮が適切に行われているかについて確認することとしている。本調査は、現行の環境ガイドラインの適用対象となる2015年4月1日の実施以降にスクリーニングフォームを受領し、2020年3月31日までに保険契約に至った全案件を対象とした。

各カテゴリに対する案件数は以下の通り。

環境カテゴリ	調査対象案件数	備考
A	32	
B	13	
C	129	
合計	174	

② 調査の内容

本調査においては、机上調査にて以下の2つの事項を確認した。

- (a) NEXI による調査対象案件の環境社会配慮確認が、環境ガイドラインに定める手続きに沿って進められていたか。
- (b) 調査対象案件のうちカテゴリ A の案件（以下「調査対象 A 案件」）が、環境ガイドライン別紙 1 「対象プロジェクトに求められる環境社会配慮」及び別紙 2 「カテゴリ A に必要な環境社会影響評価報告書」に掲げられている要求事項を満たしていたか。

(3) 本報告の構成

本報告では、まず、環境ガイドラインが制定された経緯及び NEXI の環境ガイドライン実施体制を紹介する。

次に、環境ガイドラインの項番に従い、調査対象案件について NEXI の環境社会配慮確認の手続きが環境ガイドラインに定める手続きに沿って進められていたか、調査対象 A 案件においては、環境レビューにおいて別紙 1 及び 2 に掲げられている要求事項を確認できたかについて調査した結果を示す。また、環境ガイドラインの遵守を確保すること等を目的として、保険引受担当部署から独立した社長直属の機関として環境ガイドライン担当審査役を設置しており、同調査役の活動状況についても紹介する。

以上を踏まえ、最後にまとめとして、環境ガイドラインの実施状況を総括している。

2. 環境ガイドラインの経緯及び実施体制及び適用案件と調査対象案件

(1) 環境ガイドラインの経緯

貿易保険業務は、NEXI が発足する 2001 年まで当時の通商産業省が実施しており、環境ガイドラインは 2000 年 4 月に制定された。その後 2001 年 4 月の NEXI 発足に伴い、当該環境ガイドラインを引き継ぎ、2002 年、2009 年、2015 年に大きな改訂を実施し現在に至っている。

また、2017 年 12 月には、環境ガイドラインを補完するものとして、「貿易保険における原子力プロジェクトにかかる情報公開配慮のための指針」を制定し、2018 年 4 月から実施している。

(2) 実施体制

NEXI は、保険契約を締結する上での審査の一環として環境社会配慮確認を位置づけており、審査部の中に環境グループを設置している。スクリーニング及びカテゴリ分

類は、保険引受担当部署が環境グループと協議して行い、環境グループはカテゴリ A 及び B 案件の環境レビューそしてモニタリングを行っている。

NEXI での環境レビューに関しては、必要に応じて第三者の外部専門家を活用することとしているが、カテゴリ A の環境レビュー時は原則として外部専門家に環境レビューの支援業務を委託している。

なお、カテゴリ A の環境レビューに際しては、原則現地実査を行うこととしているが、株式会社国際協力銀行(以下、「JBIC」)との共通の案件については、輸出金融案件に関して JBIC との間で締結した「輸出金融案件における環境社会配慮に係る協力に関する協定書」により、通常は NEXI による実査を省略し JBIC から当該案件の環境社会配慮に関する情報を受領し、その情報を勘案しつつ環境レビューを行うようにしている。

(3) 現行環境ガイドラインの適用案件数

現行の環境ガイドラインが実施された 2015 年 4 月以降 2020 年 3 月末までにスクリーニングフォームを受領しカテゴリ判断を行った件数は 236 件。内訳は、カテゴリ A 43 件、カテゴリ B 19 件、カテゴリ C 174 件。(保険契約に至っていないものがあるため、調査対象案件数とは異なる。)

なお、「貿易保険における原子力プロジェクトにかかる情報公開配慮のための指針」の対象となった案件はなかった。

3. 環境社会配慮の確認手続き

(1) スクリーニングとカテゴリ分類

NEXI は、輸出者等から提出されたスクリーニングフォームに基づき、保険契約の対象となるプロジェクトをカテゴリ A、B、C のいずれかに分類し、カテゴリ A 及び B については環境レビューを行い、カテゴリ C についてはレビューを省略している。

スクリーニングフォームについては、2016 年のコモンアプローチ改訂を踏まえ、質問事項の一部改訂を実施している (2016 年 4 月)。

本調査では、全調査対象案件についてスクリーニングフォームが提出されていることが確認されている。なお、スクリーニングフォーム提出に際してのウェブ申請サービスは廃止されているため、ガイドラインの修正を行うことが必要である。

カテゴリ判断に於いては、輸出者等から提出されるスクリーニングフォームで概ね必要な情報を入手し判断してきているが、必要に応じ追加情報を要求し確認を行う案件もあり、輸出者等に質問を行うこともあった。

またスクリーニングのあとにカテゴリ分類の変更を実施した案件はなかった。

全てのカテゴリ分類結果を NEXI のウェブサイト公開しているが、ステークホルダーから案件に関する問合せはあったものの、カテゴリ分類結果の適切性について議論となった案件は確認されなかった。

(2) 環境レビュー

① 環境社会配慮の適切性を確認するための情報と基準

NEXI は、環境レビューにあたり、輸出者等から、プロジェクトに関する情報提供を求め、また地域住民や現地 NGO を含むステークホルダーから提供される情報も活用し、必要に応じて OECD 多国籍企業行動指針における我が国の連絡窓口が公開した報告等を考慮することとしている。

カテゴリ別の入手情報については、②、③を参照。

ステークホルダーからの情報提供も踏まえた審査を実施することとしているが、NEXI に対し情報提供と同時に面談依頼があり、面談が実現できないまま保険付保に至った案件が確認された。この際、環境ガイドラインに示す「内諾の可否等の意思決定にあたって、透明性、予測可能性及びアカウンタビリティの確保に努める」という点が遵守されていないのではないかと議論があった。当該案件においては、その後面談を行い、NEXI から、環境ガイドライン上アカウンタビリティ確保のために意思決定前後で実施が求められる情報公開がなされているため、環境ガイドラインに反するものではないと判断している旨説明しているが、ステークホルダーとの十分なコミュニケーションが重要である。

OECD 多国籍企業行動指針における我が国の連絡窓口が公開した報告を踏まえ審査した案件はなかった。

適用する国際基準については、世界銀行のセーフガードポリシーまたは国際金融公社 (IFC) のパフォーマンススタンダードが明示されているが、いずれかの基準が適用されていた。

② カテゴリ A

環境ガイドラインでは、負の環境影響の回避、最小化、緩和又は代償及び環境改善を図るための方策も含め、プロジェクトが有する潜在的な正及び負の環境影響を

確認することとしている。

NEXI は、第三者である外部専門家を活用し、公表しているセクター毎のチェックリストを基に各項目について確認を行っている。レビュー対象案件が複数のセクターに及ぶような場合は、それぞれのチェックリストを用いて環境レビューを行っているが、LNG 設備などセクターに当てはまらない案件もあり、その都度関連するセクターのチェックリストを参照しつつ環境レビューを行っていた。

一方、カテゴリ A 案件については、輸出者等は、環境社会影響評価報告書及び相手国政府等の環境許認可証明書を提出することとなっており、調査対象 A 案件の 32 件については、全件とも環境社会影響評価報告書及び相手国政府等の環境許認可証明書を入手し公開している。その公開方法は、全件が NEXI のウェブサイト上で閲覧可能となっていた。

カテゴリ A の環境レビューに際しては、原則現地実査を行うこととしているが、前述の通り、JBIC との間で締結した「輸出金融案件における環境社会配慮に係る協力に関する協定書」により、NEXI による実査を省略し JBIC から当該案件の環境社会配慮に関する情報を受領し、その情報を勘案しつつ環境レビューを実施した案件がある。32 の調査対象 A 案件の内、14 件について NEXI 現地実査を省略し、JBIC からの情報提供を受け環境レビューを実施しており、他の 18 件については、NEXI 自身が現地実査を実施し、環境レビューを実施していた。

③ カテゴリ B

環境ガイドラインでは、カテゴリ A よりその範囲は狭いとしながらも、負の環境影響の回避、最小化、緩和又は代償及び環境改善を図るための方策も含め、プロジェクトが有する潜在的な正及び負の環境影響を確認することとしている。

NEXI は、カテゴリ A 案件と同様に公表しているチェックリストを基に各項目について確認を行っているが、通常確認項目はカテゴリ A より少なくなる。

環境ガイドラインにおいては、「環境社会影響評価報告書等を参照することもあるが、必須ではない」としているが、調査対象とした 13 件中、環境社会影響評価報告書及び相手国政府等の環境許認可証明書を入手し公開している案件は 7 件あり、その公開方法は、全件が NEXI のウェブサイト上で閲覧可能となっていた。他は、質問状等を通じて輸出者等から提供される情報により環境レビューを実施していた。

④ 対象プロジェクトに求められる環境社会配慮

- 基本的事項と対策の検討

ポイント

- 影響の調査・検討と代替案や緩和策の検討
- 必要に応じた専門家からなる委員会の設置
- 影響の回避、最小化・軽減措置、代償措置
- モニタリング計画、環境管理計画などのフォローアップ

調査対象 A 案件の全件において、環境社会影響評価が実施されていた。

全件が、プロジェクト実施国で環境アセスメント制度の対象となっており、それぞれの制度に基づき手続きがなされ、承認が得られていた。また、環境社会影響評価報告書の作成にあたっては、公用語など広く国内で使用されている言語が使用されていた。中東の 1 件を除き、環境社会影響評価報告書は閲覧できること（手続きを要する閲覧を含む）を確認しているが、当該中東案件においても、プロジェクトに関して概要をウェブサイトに掲載したり、ステークホルダーに対して情報提供を実施している事を確認している。以上のように環境社会影響評価報告書が満たすべき項目として、環境ガイドライン別紙 2 に記載される項目は概ね満たしていた。

代替案の検討については、代替燃料や立地などの検討も含め、大半の案件で検討がなされていた。他方、代替案の検討がなされていない案件は 7 件あり、既存設備の拡張、地熱や石油資源など実施可能な地域やプロジェクトの内容が限定されるため、代替案の検討が行われる性質の案件ではなかった。

発生する可能性のある特に考慮すべき環境社会影響（保護対象地域、重要な自然環境、先住民族、住民移転等）を踏まえ、回避の検討がなされなかった案件は 18 件あったが、既存設備の拡張案件や、これら影響が想定されない案件であった。他の案件については、回避や軽減などの検討がなされていた。

また、影響が特に大きいプロジェクト等において、専門家等からなる委員会を設置して意見を求めることとした案件は確認されなかったが、開発援助機関の技術支援によって住民移転、生計回復を実施している案件があった。

モニタリング計画については、32 件全てのプロジェクトで計画されていることを確認している。

- 検討する影響のスコープ

ポイント

- 調査・検討すべき影響として、大気、水、土壌、廃棄物、事故、水利用、生態系及び生物相等を通じた、人間の健康と安全への影響及び自然環境への影響、人権の尊重を含む社会的関心事項（非自発的住民移転、先住民族、文化遺産、景観、ジェンダー、こどもの権利、HIV/AIDSなどの感染症、労働環境（労働安全を含む。）及び地域社会の衛生・安全・保安等）、越境または地球規模の環境問題
- 温室効果ガスに関するコモンアプローチを踏まえた対応
- 派生的・二次的影響、累積的影響、不可分一体の設備の影響、ライフサイクルに渡る影響

プロジェクトの特性に応じて、影響が想定される内容は異なるが、調査対象A案件は全て環境社会影響評価が実施されており（意思決定に関し、ただし書きを適用した例外対応案件「以下、例外対応案件」（4. 意思決定への反映を参照）の1件については、一部未了）、考慮すべき影響の検討が行われていた。環境レビューにおいては、公表しているチェックリストを用いて確認しているが、調査対象A案件は全てチェックリストに記載されている項目について確認を行っており、環境社会影響評価報告書で検討されていない内容については、質問状等により確認を実施していた。チェックリストに於いて直接的に記載の無い、ジェンダー、こどもの権利に関しては、移転に際しての女性への配慮や、移転先における子供の教育のための学校の準備等、住民移転や生活・生計における社会的弱者への配慮、雇用機会の均等や児童労働禁止等、労働環境に対する配慮の項目で包括的に確認がなされていた。

温室効果ガスに関して OECD コモンアプローチにおいては、支援した化石燃料発電における年間温室効果ガス排出量、また年間排出量 25,000CO₂ 換算トンを超えるプロジェクトで排出量に関する情報が得られている場合について、OECD 事務局へのレポートを求めている。また、二酸化炭素排出原単位 700g/kWh を越える化石燃料発電案件に関しては、排出低減のための取り組みについて、OECD 事務局へのレポートも求められている。いずれの案件も、コモンアプローチを踏まえたレポートがなされていた。

合理的と考えられる範囲内で、燃料供給パイプラインや送電線など不可分一体の設備の有無やそれによる影響の可能な範囲での確認が実施されていた。ライフサイクルに渡る影響に関して、チェックリストにおいては、鉱山やパイプラインなど広

範囲にわたり土地を利用するセクターに関して、工事中や操業中のみならず、跡地管理に関する項目もあり、その際には現地国法令に従って実施されることなどを確認していた。累積影響に関しては、現況値を考慮することで実施している事例に加え、隣接する事業の情報が取得できている場合は、それを踏まえた評価を実施している案件もあった。

- 法令・基準、計画等との整合

ポイント

- 現地国法令、基準、政策、計画その整合
- 自然保護、文化遺産保護地域外での実施

調査対象A案件の全件について、現地国法や制度を踏まえて計画がなされていることを確認した。設備からの排出ガス中の汚染物質濃度が、計画時から基準を超過するような案件は確認されなかった。プロジェクト実施前の現況値が現地国環境基準を上回っている案件も確認されたが、環境社会影響評価報告書や許認可取得時の条件等を確認しており、追加的な影響が重大ではないことを確認している。

調査対象A案件においては、自然保護区等の地域におけるプロジェクトの実施が確認された案件があった。もともと工業地域の開発が行われており、その後広い範囲でラムサールサイトが指定されたため含まれることになった地域での案件では、当該地域においては現地国制度に基づき適切な手続きで開発が可能となっていることを確認している。また、地熱発電案件において現地国保護対象エリアに位置する案件では、現地国で地熱地帯として認可され、開発が可能となっていることを確認している。これらのように、制度上事業活動が禁止されている地域で事業が実施されている案件はなかった。

- 社会的合意及び社会影響

ポイント

- 情報公開、協議を経たステークホルダーとの合意形成
- 社会的弱者への配慮

調査対象A案件のうち、環境社会影響評価報告書の閲覧については前記の通りであったが、ほとんどの案件について住民への説明会等により協議の機会が設けられていることを確認している。他方、住民への説明が制度上課されていない案件が5件存在した。うち4件は中東案件で、他の1件は、所管する地域に属さない海上での事業のため義務の対象外となっていた。ただしそのような場合であっても、事業

者による自主的な情報提供や住民からの意見や苦情の受付など実施することで、住民からの要望に対応する方針であることを確認している。

社会的弱者（女性、子ども、老人、貧困層、少数民族等）への配慮については、住民移転や用地取得などにより影響が見込まれる場合に、必要な配慮の実施を確認している。

- 生態系及び生物相

ポイント

- ・重要な自然生息地（重要な森林含む）の著しい転換、劣化を伴わないこと
- ・自然生息地への影響が避けられない場合の、回避、緩和、代償措置等の専門家による検討
- ・森林の違法伐採の回避。商業伐採における森林認証取得奨励

原生林やマングローブ等重要な自然生息地とされる地域を含み、一部改変を伴う案件が3件確認されたが、いずれも代償措置が計画されていることを確認している。

森林に関しては、違法伐採が確認されたものはなく、商業伐採を伴うプロジェクトもなかった。

- 非自発的住民移転

ポイント

- ・非自発的住民移転、生計手段の喪失の回避、避けられない場合の補償と生計回復のための対策
- ・十分な補償と生計回復の実施
- ・住民移転計画の作成、公開と被影響住民の参加と協議、苦情処理メカニズムの整備

調査対象A案件のうち、非自発的住民移転も住民からの用地取得を含め経済的移転も発生しない案件が18件、住居移転や住民からの用地取得は生じないものの、一部アクセスの制約が生ずる可能性があるため生計手段に影響しうる案件が3件あった。その他11件については、非自発的住民移転または住民からの用地取得を含む経済的移転が発生する案件であった。

非自発的住民移転も経済的移転も発生しない案件において、先行事業により移転や用地取得が完了し当事業において発生はないものの、地域開発計画等により、地

域住民の支援を実施している案件が2件あった。また、農業案件で、農作物等の喪失に対する補償を支払った上で自由意志に基づく農地のリース契約を締結する契約となっているため、経済的移転に該当するものではないと考えられるが、地域開発計画に従いコミュニティの生活支援を実施する案件が1件あった。住民への影響がアクセスの制約から生活生計に影響しうる案件のうち、1件は代替地の提案・提供を含めた協議を実施しており、2件については被影響住民との協議の上、補償が実施されることを確認している。非自発的住民移転または住民からの用地取得を含む経済的移転が発生する11件については、全て補償等含めた住民への説明がなされ、補償等が実施（または計画）され、住居の移転を伴う5案件については、全て移転計画が策定され、他もCSRなどを含む生活支援策が計画されていた。

苦情処理に関する手続きについては、全ての案件で整備されることを確認した。

- 先住民族

ポイント

- 先住民族への影響の回避、避けられない場合の影響最小化と補償のための対策
- 十分な情報が提供された上での自由な事前の合意の取得
- 先住民族計画の作成、公開と被影響先住民俗との協議

事業により先住民族または少数民族が影響を受ける可能性のある案件は、3件あった。いずれも先住民族、少数民族とのとの協議が行われ、意見を踏まえて事業を実施していることを確認している。合意の取得に関しては、取得済が1件、手続き中であるものが1件あった。他の1件については、先住民族が移動民族であったため当初プロジェクトサイト周辺で確認できず、事前の合意はなされなかったが、判明以降先住民族と協議を重ね、生活支援が実施されることを確認している。

先住民族計画については2件について作成され、1件（例外対応案件）については作成される予定となっていることを確認した。

- モニタリングとフォローアップ

ポイント

- モニタリングが不可欠と考えられる場合、モニタリング計画の立案と実行可能性の確保
- 以下の実施が望ましい
モニタリング結果のステークホルダーへの公開
ステークホルダーから指摘があった場合の協議の場の整備

調査対象A案件の全てにつき、プロジェクトにモニタリング計画が含まれていたことを確認している（例外対応案件は、詳細な計画は追って作成されることを確認）。また、モニタリング結果の現地国での公開については、6. 情報公開を参照。必ずしもモニタリングに限定されるものではないが、外部からの指摘などの苦情等に対応していくための手続きは、全ての案件について整備されることを確認している。

4. 意思決定への反映

環境ガイドラインでは、スクリーニングフォーム及び環境レビューの結果を考慮して、内諾可否等の意思決定を行うこととしており、更に輸出者等又はプロジェクト実施者が環境社会配慮を確実に実施するために必要と考える場合、内諾書、保険証券その他これらに付随する文書に環境社会配慮上の条件（以下「環境特約」という。）を付すことがあるとしている。

環境社会配慮確認は、保険契約締結の為の審査の一環であり、カテゴリA及びカテゴリB案件のレビュー結果については、意思決定の為の決裁文書の一部を構成しているため、カテゴリA及びカテゴリBに分類された案件に関する内諾可否等の意思決定に考慮されていた。

また、全てのカテゴリA及びカテゴリB案件に関しては、環境に関する条件を特約として付しており、被保険者をして環境社会配慮の実施を促し、モニタリング結果の入手についても条件付けていた。

また、2015年の環境ガイドライン改訂で、案件の性質上、例外的に、内諾の可否等の意思決定が必要な時点で環境レビューに必要な文書を入手しえない場合、意思決定後に環境レビューを行うことを前提に、意思決定を行う場合があることを規定している。

本例外規定を適用した案件が1件あり、意思決定に先立ち可能な範囲での環境社会配慮確認と情報公開が実施され、意思決定後の環境レビューで適切性が確認できない場合の環境特約等に基づく保険契約の解除も条件付けがなされ、環境ガイドラインに沿った対応を実施していた。

5. 内諾後の環境社会配慮

環境ガイドラインでは、必要に応じて、内諾をしたプロジェクトについて環境社会配慮が適切に行われているかどうかに関する情報の提供を輸出者等を通じて当該プロジェクト実施者に求める場合があるとし、また、カテゴリA及びBに属するプロジェ

クトについては、原則として、内諾後一定期間、プロジェクト実施者によるモニタリングのうち重要な項目について、輸出者等を通じて当該モニタリング結果の確認を行うとしている。

カテゴリ A 及び B 案件については、前述の通り、モニタリングを条件付けており、保険責任期間内においてモニタリング結果の確認を行っている。モニタリング結果の受領が遅れる場合もあるものの、必要な確認を行っている状態であることが確認された。

一方、環境ガイドラインでは、プロジェクトの環境社会配慮に関し事態の改善が必要であると判断した場合には、当該プロジェクトの内容及び輸出者等が当該プロジェクトへ関与しうる程度を勘案したうえで、輸出者等を通じて、当該プロジェクト実施者に対して適切な対応を求める場合があるとしており、状況の説明を求めた案件があった。

なお、スクリーニングフォームの記載内容が事実に反していることが判明したり、環境特約に違反したことにより、内諾を取り消したものの、保険契約を解除したものはなかった。

6. 情報公開

NEXI は、環境社会配慮確認の透明性及びアカウンタビリティを確保するため、輸出者等の商業上等の秘密を尊重しつつ、プロジェクトの性質に応じ、環境社会配慮確認に関する情報の公開に取り組むとしており、カテゴリ分類の結果、環境社会影響評価報告書や環境レビュー結果について、NEXI のウェブサイトに掲載している。

調査対象 A 案件に関する環境社会影響評価報告書及び相手国政府等の環境許認可証明書（以下「環境社会影響評価報告書等」）については、全件について NEXI のウェブサイトに掲載していた。また、調査対象のカテゴリ B 案件 13 件のうち 7 件についても、同様に環境社会影響評価報告書等を NEXI のウェブサイトに掲載していた。掲載された文書は、いずれも現地国環境アセスメント制度に基づいたもので、現地国の公用語または広く使用されている言語で作成されていた。

カテゴリ A 及び B 案件合わせて 39 件の環境影響評価報告書等がウェブサイトで公開されているが、文書ファイルを直接掲載しているものがカテゴリ A 28 件、カテゴリ B 6 件、相手先事業者等のウェブサイトにはリンクを張っているものがカテゴリ A 4 件、カテゴリ B 1 件となっていた。リンクを貼ったもののうち、カテゴリ A の 1 件については、調査時点でリンクが切れている状況が確認された。

モニタリング結果について、プロジェクト実施国で一般に公開されている範囲内に限り、その結果をウェブサイト上で公開することとしているが、カテゴリ A 案件の 2 件について掲載されていた。ただし、1 件についてはリンクが切れている状況が確認された。環境影響評価報告書等及びモニタリング結果についてリンク切れが確認されたものは、いずれも同一案件であり、リンク切れの修正を行っている。

7. ガイドラインの遵守の確保

環境ガイドラインでは、NEXI はガイドラインに示された方針や手続が適切に実施され、ガイドラインの遵守が確保されるよう努めるとし、更には、環境ガイドライン不遵守に関する異議申立を受け付け、必要な措置をとると定めている。

NEXI は、環境ガイドライン審査役 1 名を社外から任命し、四半期に一度環境グループが業務実施状況を説明している。また、環境ガイドライン審査役は、各国の異議申立手続担当機関 (Independent Accountability Mechanism) による非公式会合にも参加している。

8. まとめ

NEXI における環境ガイドライン実施状況について、スクリーニングとカテゴリ分類、環境レビュー、意思決定への反映、内諾後の環境社会配慮、情報公開については、概ね環境ガイドラインを遵守していることが確認された。

事務手続に関してスクリーニングフォームの提出に際してのウェブ申請サービスは廃止されているため、ガイドラインの修正を行うことが必要である。

環境レビューに際しては、ステークホルダーからの情報提供も踏まえた審査を実施することとしているが、問合せ等には面談のみではなく、様々なコミュニケーション手段を用いてタイムリーに対応し、ステークホルダーとの十分なコミュニケーションを図ることが重要である。

また、情報公開に関して、案件によっては事業者や現地国のウェブサイトリンクを貼り掲載しているものがあるが、リンクが切れている状況も確認され、適切なタイミングでチェックするなどの対応を行うことが望ましい。